



福岡県医師会第1553号(地)

平成18年11月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



中医協 診療報酬改定結果検証部会による特別調査について

平成18年度診療報酬改定の結果を検証するため、中医協の診療報酬改定結果検証部会（以下「検証部会」という。）において、主要改定項目ごとに検証方法の検討が行われ、国民の関心の高い以下の5項目について、「特別調査」を実施することとなっております。

- ①保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況
- ②ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態
- ③リハビリテーション実施保険医療機関における患者状況
- ④後発医薬品の使用状況
- ⑤歯科診療における文書提供に対する患者意識

平成18年10月25日に開催された検証部会で「特別調査」について具体的な実施計画が検討・承認され、順次調査が実施されておりますが、厚生労働省事務局が、最終的な調査票や依頼文書等を日本医師会に連絡することなく調査対象医療機関に「保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査」の調査票（日医通知中別添2参照）を送付していることが判明し、さらに、中医協としての依頼ではなく、委託会社である三菱総合研究所からの依頼文書となっており、現場での誤解を招いている旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

現場の混乱を避けるため、これ以降発送されるニコチン依存症、リハビリテーション、後発医薬品等の調査では中医協からの依頼文書とするよう日本医師会より厳しく指摘しております。

つきましては、調査客体として三菱総合研究所から調査票が送付された会員医療機関から、貴会へ照会があった場合には、本調査に協力するかどうかはあくまでも各会員のご判断に委ねる旨、ご回答下さいますようお願い申し上げます。



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

平成18年11月16日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木



中医協 診療報酬改定結果検証部会による特別調査について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

中医協におきましては、平成18年度診療報酬改定の結果を検証するために、診療報酬改定結果検証部会（以下「検証部会」という。）において、主要改定項目ごとについて検証方法の検討が行われ、「検証方針」がとりまとめられ、平成18年7月26日に開催された中医協総会で承認されました。

施設基準の届出状況や社会医療診療行為別調査等の既存のデータを用いて検証するのが基本ですが、国民の関心の高い5項目（以下に示す）につきましては、検証部会独自で「特別調査」を実施することとなっております。

- ①保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況
- ②ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態
- ③リハビリテーション実施保険医療機関における患者状況
- ④後発医薬品の使用状況
- ⑤歯科診療における文書提供に対する患者意識

平成18年10月25日に開催されました検証部会で「特別調査」について具体的な実施計画（別添1参照）が検討・承認され、順次調査が実施されております。

しかし、厚生労働省事務局は最終的な調査票や依頼文書等を日本医師会に何の連絡もなく調査対象医療機関に「保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査」の調査票（別添2参照）を送付していることが判明いたしました。しかも、中医協としての依頼ではなく、委託会社である三菱総合研究所からの依頼文書となっており、現場での誤解を招いております。



本件につきまして、現場が混乱しないためにも、これ以降発送されるニコチン依存症、リハビリテーション、後発医薬品等の調査では中医協からの依頼文書とするよう厳しく指摘したところであります。

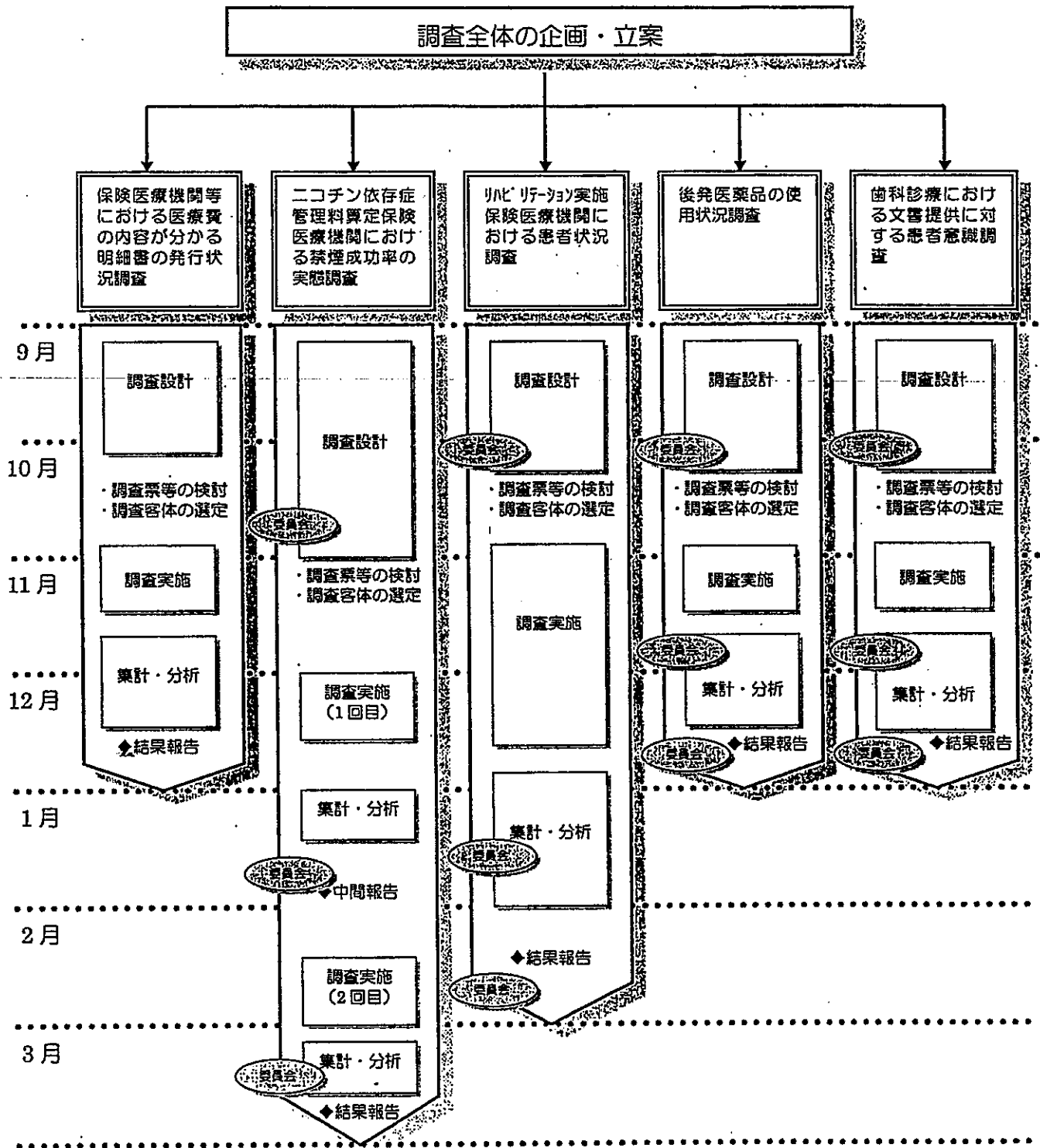
調査客体として三菱総合研究所から調査票が送付された会員医療機関から、都道府県医師会や郡市区医師会へ照会があると思われますが、本調査に協力するかどうかはあくまでも各会員のご判断に委ねる旨のご回答をしていただくようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 平成18年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成18年度調査）
実施計画（平成18年10月25日 中医協検証部会）
2. 保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査
一式（診療所用）（病院用）（平成18年11月10日）

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成 18 年度調査）実施計画

■調査全体スケジュール



保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査

■調査目的

- ・ 領収証・明細書の発行状況
- ・ 明細書の発行に係る負担

＜調査のねらい＞

■領収証・明細書の発行状況の変化

- ・ 10月現在の領収証の発行状況、および経過措置期間（9月）における発行状況はどの程度である（あった）か。
- ・ 明細書を発行している医療機関の割合はどの程度か
- ・ 明細書の発行を要望する患者は実際どれくらいいるのか。発行件数の状況はどれくらい変化してきたのか。

■医療機関における、領収証・明細書の発行に係る負担

- ・ 明細書の発行にはどれだけの費用がかかるのか。
- ・ 明細書の発行を要望されても応えることができない医療機関があるとすれば、それは何故なのか。

■調査対象

- ・ 全国の病院、診療所、歯科診療所、保険薬局からそれぞれ1,000施設を無作為抽出し、計4,000施設を対象とする。調査客体数は、目標回収率を3～4割程度として、必要数を算出した。

■調査方法

- ・ 自記式調査票の郵送配布・回収とする。
- ・ 調査票の発送時期は10月末、調査票は11月中に回収を予定。

■ 調査項目

区分	内容	
施設属性項目	病院	開設主体、病床数、標榜診療科、一日平均外来患者数
	診療所	標榜診療科、一日平均外来患者数、事務職員数
	歯科診療所	標榜診療科、一日平均外来患者数、事務職員数
	保険薬局	調剤基本料、基本調剤加算、1ヶ月の処方せん受付回数、主たる処方せん発行機関および当該医療機関の処方せん割合
調査項目	・ 領収証および明細書の発行開始時期 ・ 領収証および明細書の発行件数（外来・入院） ・ 明細書発行の場合：明細書発行時の費用徴収の有無および徴収額、IT化（医事会計、オーダーリングシステム等）の状況 ・ 明細書未発行の場合：未発行の理由、発行を希望する患者の割合、今後の方針	

■ 調査実施スケジュール

	9月	10月	11月	12月
調査設計 ・ 調査票の検討、調査客体の選定等	→			
調査実施		→		
集計・分析			→	
報告書作成				→
※検討委員会開催		○	○	○

リハビリテーション実施保険医療機関における患者状況調査

■調査目的

- ・ 疾患別リハビリテーション料の算定患者に係るリハビリテーションの実施期間等の状況を調査する

<調査のねらい>

■算定上限日数に達した患者状況の把握

- ・ 算定日数上限除外患者の割合はどの程度か
- ・ 算定の内容・状況はどのようにになっているか
- ・ 算定日数上限とリハビリテーション終了・継続状況との関係はどのようなものか
- ・ 算定上限後も継続患者がいる場合、その理由はどのようなものか

■医療機関におけるリハビリテーションへの患者意識

- ・ 医療機関が“実施したリハビリテーション”と患者が“受けたリハビリテーション”の意識についてギャップはないか（目標を持った、終了後も役に立つ指導や訓練を受けたか）。
- ・ 医療機関でのリハビリテーション終了後の患者はどのようなサービスを受けているか

■医療保険から介護保険サービスに切り替わった患者状況の把握

■調査対象

- ・ 「心大血管疾患リハビリテーション料」、「脳血管疾患等リハビリテーション料」、「運動器リハビリテーション料」、「呼吸器リハビリテーション料」のいずれかを算定している保険医療機関。
- ・ それぞれ疾患別に、算定医療機関数が1,000以下であれば全数調査、それ以上であれば1,000施設程度を無作為抽出して調査対象とする。調査客体数は、目標回収率を3～4割程度として、必要数を算出する。

■調査方法

- ・ 自記式調査票の郵送配布・回収とする。調査票として、①施設票②施設向け患者調査票③患者向け調査票の3点を用いる。
- ・ 患者の疾患情報を伴う②施設向け患者調査票および③患者向け調査票の実施に際しては、各医療機関内の倫理委員会等での手続きが予想されるため、①施設票によって患者数等の状況を先行して調査し、②および③は調査実施期間中に順次回収する。
- ・ 調査票発送時期は10月末とする(予定)。
 - ①施設票は11月中に記入、12月中に回収予定。
 - ②施設向け患者票は、4月1日以降に算定を開始し、11月中（又は12月中）に算定を終了する患者について記入、12月中～1月中に回収予定。
 - ③患者向け調査票は、4月1日以降に算定を開始し11月中（または12月中）に算定を

終了する患者に対し、各医師から患者に手渡しする（目標：1 疾患あたり 10 票、リハビリテーション終了患者順に配布）。患者から調査機関への直接返送とし、12 月中～1 月中に回収予定。

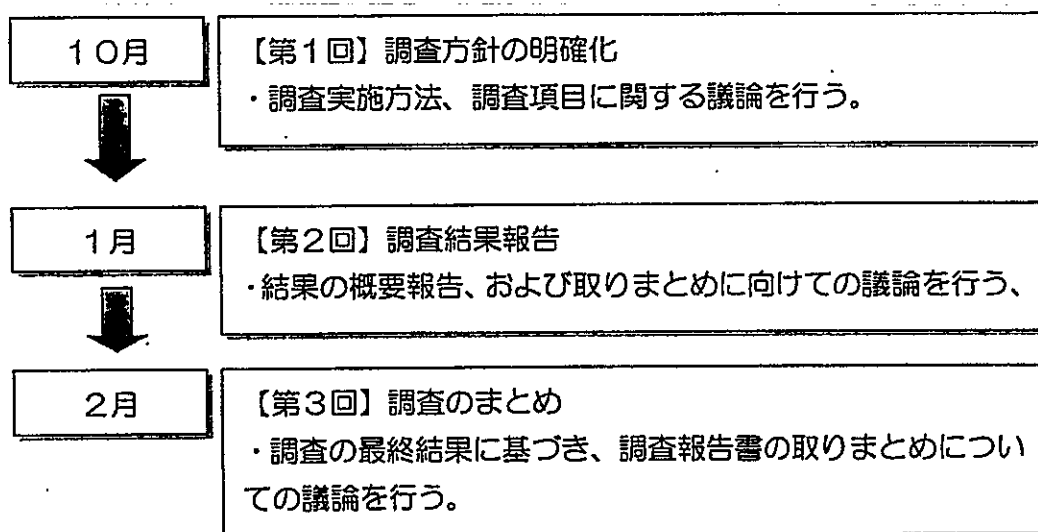
■調査項目

区分	内容
施設属性及び患者概況 (施設票)	・ 病院／診療所区分、開設主体 ・ 病床数、リハビリテーション科の有無と病床数、回復期リハ病棟・亜急性期入院医療管理料・脳卒中ケアユニット入院医療管理料算定の有無 ・ リハビリテーション専門医および施設基準上の関連医師数、PT/OT/ST 数 ・ 届け出ている施設基準 ・ リハビリテーション対象患者統計（入院/外来の実患者数、1 日平均、3 月時の退院患者数、算定日数上限除外患者数）
リハビリテーションに関する医療機関の状況 (施設向け患者調査票)	・ 患者性別・生年月日 ・ 算定対象疾患 ・ 算定日数上限除外の有無、有りの場合にはその疾患 ・ 心身機能向上の見通し、活動レベル向上の見通し ・ 起算日の状況 ・ 算定の状況（疾患別単位数、ADL 加算等） ・ 実施したリハビリテーションの内容 ・ リハビリテーション終了時の患者の状態 ➢ 終了の場合：終了理由とその際の対応 ➢ 継続の場合：継続理由と継続方法
リハビリテーションに対する患者状況及び意識 (患者向け調査票)	・ 回答日、回答者、患者性別・生年月日 ・ 患者の回答時点の活動レベル ・ リハビリテーションを実施した医療施設（調査対象施設）で受けた説明や指導とその時期 ・ リハビリテーションを実施した医療施設（調査対象施設）で受けた訓練と日常生活における効果 ・ 患者の回答時点のリハビリテーション実施の有無、実施の場合サービスの内容（入院、通院、訪問リハ等） ・ 介護保険サービス利用の有無、有りの場合には介護保険被保険者証に記載される被保険者番号・市区町村番号（保険者番号）

■調査実施スケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
調査設計 ・調査票の検討、調査客体の選定等	→					
調査実施			→			
集計・分析					→	
報告書作成						→
※検討委員会開催		○			○	○

■検討委員会



後発医薬品の使用状況調査

■調査目的

- ・ 保険薬局における「後発医薬品への変更可」とされた処方せんの受付状況等の把握
- ・ 保険薬局において実際に後発医薬品に変更して調剤した医薬品の状況等の把握

<調査のねらい>

■保険薬局における「後発医薬品への変更可」とされた処方せんの受付状況等の把握

- ・ 「後発医薬品への変更可」とされた処方せんが、どれだけ受け付けられたか。
- ・ 後発医薬品情報提供料が、どれだけ算定されたか。
- ・ 患者が希望する後発医薬品の備蓄がなかった場合、どのように対応しているか。

■保険薬局において後発医薬品に変更して調剤された医薬品の状況等の把握

- ・ 実際にどれだけ後発医薬品に変更して調剤されたか。
- ・ 保険薬局は、備蓄する後発医薬品を選択する際にどのような点を重視しているか。
- ・ 保険薬局は、保険医療機関に対し、後発医薬品への変更について、どのように情報提供しているか。

■調査対象

- ・ 全国の保険薬局から無作為抽出した 1,000 薬局を対象とする（抽出可能であれば、月あたり取り扱い処方せんが 300 枚以上の薬局を対象とする）
- ・ 調査客体数は、目標回収率を 3～4 割程度として、必要数を算出した。

■調査方法

- ・ 自記式調査票の郵送配布・回収とする。
- ・ 調査票発送時期は 10 月末、調査票は 11 月中に回収を予定。

■調査項目

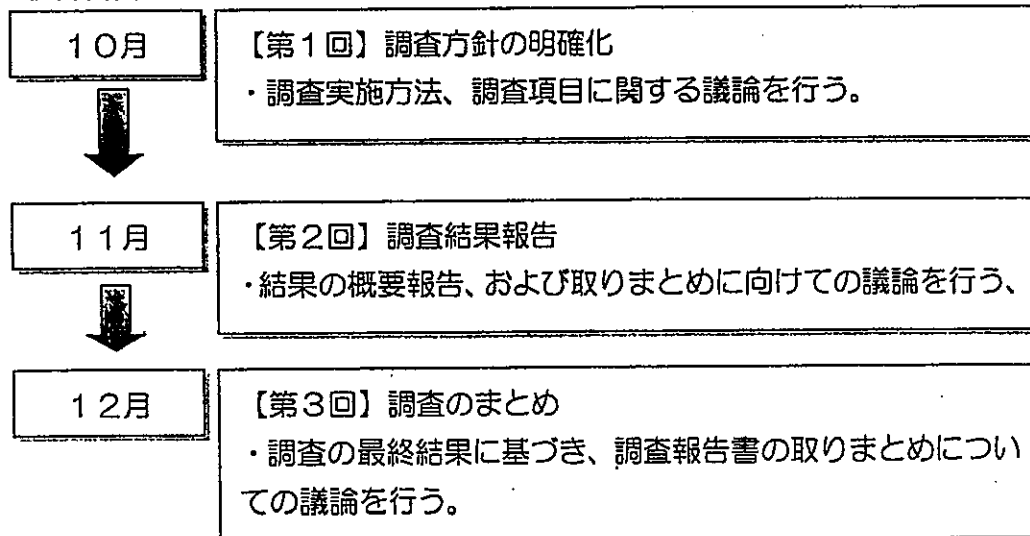
区分	内容
施設属性および「後発医薬品への変更可」の処方	・ 所在地、組織形態、職員数 ・ 調剤基本料の種類、基準調剤加算の有無

せんの受付状況	・ 主たる処方せん発行医療機関および当該医療機関の処方せん割合 ・ 1ヶ月の取り扱い処方せん枚数および「後発医薬品への変更可」の処方箋枚数、実際に変更した枚数、後発医薬品情報提供料の算定回数 ・ 後発医薬品への対応状況（処方できなかった理由、変更にあつての平均的説明時間等） ・ 保険医療機関への情報提供の方法、頻度、要望等 ・ 後発医薬品の備蓄状況 ・ 後発医薬品の使用促進策に関する課題、問題点
後発医薬品に変更されて調剤された医薬品の情報	・ 処方せん記載銘柄に基づき調剤した場合の薬剤料、および、実際に調剤した（後発医薬品を含む）薬剤料

■調査実施スケジュール

	9月	10月	11月	12月
調査設計 ・ 調査票の検討、調査客体の選定等	→			
調査実施		→		
集計・分析			→	
報告書作成				→
※検討委員会開催	○		○	○

■検討委員会



歯科診療における文書提供に対する患者意識調査

■調査目的

- ・ 歯科医師の文書作成・提供にかかる時間の実態把握
- ・ 文書提供によりきめ細かい情報提供を行うことの効果の把握

<調査のねらい>

■歯科医師の文書作成・提供に係る時間の実態把握

- ・ 一日にどのくらいの患者に文書提供を実施しているのか。
- ・ 文書の作成に、患者一人当たりどれだけの時間を費やしているのか。文書作成総時間の診療総時間に占める割合はどの程度か。
- ・ 文書提供が診療にもたらす影響にはどのようなものがあるか。

■文書提供によりきめ細かい情報提供を行うことの効果の把握

- ・ 歯科医師の立場からみると、患者は情報提供に対して満足しているのか。患者の反応はどうか。
- ・ 患者の立場からみると、文書の内容はわかりやすいのか。
- ・ 文書提供による情報把握に対して満足しているのか。文書をもらうことで、自宅で行う口腔ケア等に行動変容が見られるのか。

■調査対象

- ・ 全国の歯科診療所及び病院から 1,000 ヶ所程度を対象として抽出し、施設調査を実施する。
- ・ 調査客体数は、目標回収率を 3～4 割程度として、必要数を算出した。
- ・ 患者調査については、特定の期間内に歯科を受診した 5,000 名程度（予定）を対象とする。

■調査方法

- ・ 施設調査と患者調査を実施する。
- ・ 施設調査については、自記式調査票の郵送配布・回収とする。
- ・ 文書提供にかかる時間については、特定の 1 週間を対象としてプロスペクティブに時間数を把握する。
- ・ 患者調査については、特定の期間内に歯科を受診した患者を対象とするため、特定の保険者から歯科レセプトのある患者の情報提供を受け、調査票を配布・回収（郵送）する。
- ・ 施設調査票の発送時期は 10 月末、調査票は 11 月中に回収を予定。患者調査票の発送・回収時期は可能であれば上記と同様とする。

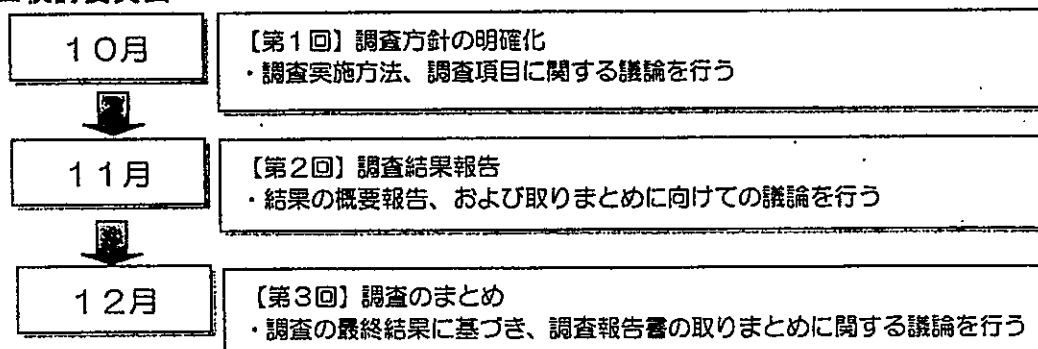
■調査項目

区分	内容
施設票	・ 一日平均患者数、職員体制（歯科医師、歯科衛生士、事務職員） ・ 特定の1週間の患者数（初診・再診）、うち文書提供患者数 ・ 特定の1週間の1日の総診療時間数、うち文書作成に要した時間数 ・ 文書の作成方法 ・ 文書提供による診療への影響度 ・ 歯科医師側から見た、文書提供を受けた患者の反応
患者票	・ 患者属性（性・年齢、歯科受診理由（疾病）） ・ 受診している医療機関（病院・診療所） ・ 文書提供の有無、およびその内容 ・ 文書提供による説明および文書の分かりやすさ ・ 文書提供に対する満足度とその理由 ・ 文書提供に関する意向（今後も提供を受けたいか）

■調査実施スケジュール

	9月	10月	11月	12月
調査設計 ・ 調査票の検討、調査客体の選定等	→			
調査実施		→		
集計・分析			→	
報告書作成				→
※検討委員会開催	○		○	○

■検討委員会



(参考)

中 医 協	検 - 1
1 8 . 8 . 9	

平成18年度診療報酬改定の結果検証に係る
特別調査の実施について（案）

1 目 的

平成18年7月12日に中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会（以下「検証部会」という。）において策定された「平成18年度診療報酬改定結果の検証方針」（以下「検証方針」という。）に基づき、特別調査（平成18年度調査）を実施し、検証部会における平成18年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、調査機関、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会（仮称）」により、具体的な調査設計及び集計、分析方法の検討を行う。

3 調査項目

以下に掲げる5項目の調査について、本年度早急に着手することとする。なお、「検証方針」において、特別調査を実施することとしている他の項目については、平成19年度当初に実施することを基本としつつ、それまでの間にあっても、関係学会等からの申し出があった場合には、本年度中に実施することもあり得る。

- ・ 保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査（別紙1）
- ・ ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査（別紙2）
- ・ リハビリテーション実施保険医療機関における患者状況調査（別紙3）
- ・ 後発医薬品の使用状況調査（別紙4）
- ・ 歯科診療における文書提供に対する患者意識調査（別紙5）

保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査 (案)

<調査概要>

患者から求めがあった場合に保険医療機関等が発行に努めることとされた、詳細な医療費の内容が分かる明細書の発行状況の調査を行う。

<調査項目>

- ・ 領収証及び明細書の発行開始時期
- ・ 領収証及び明細書の 1 ヶ月当たり発行件数
- ・ 明細書発行時の費用徴収の有無（徴収額）
- ・ （明細書未発行医療機関について）未発行の理由、今後の方針

<調査客体>

保険医療機関及び保険薬局の中から抽出した病院、診療所、歯科診療所及び薬局（抽出方法及び客体数は検討委員会で決定）

<調査スケジュール>

平成 18 年 9 月 調査設計、調査票等の検討
調査客体の選定
10 月 調査実施
11 月 調査票回収、集計
12 月 調査結果報告

(別紙2)

ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査
(案)

<調査概要>

「ニコチン依存症管理料」を算定している保険医療機関に対し、指導終了一定期間経過後の患者の禁煙継続の状況の調査を行う。

<調査項目>

- ・ 6月1ヶ月間の算定回数
- ・ 上記算定患者における指導終了3ヶ月後の禁煙成功率
- ・ 上記算定患者における指導終了6ヶ月後の禁煙成功率

(注) 平成19年度も継続的に調査実施予定

<調査客体>

「ニコチン依存症管理料」を算定している保険医療機関の中から抽出した病院及び診療所（抽出方法及び客体数は検討委員会で決定）

<調査スケジュール>

平成18年9月 調査設計、調査票等の検討
調査客体の選定

12月 調査実施（1回目）

平成19年1月 調査票回収、集計（1回目）
中間報告

3月 調査実施（2回目）
調査票回収、集計（2回目）
調査結果報告

リハビリテーション実施保険医療機関における患者状況調査(案)

<調査概要>

「心大血管疾患リハビリテーション料」、「脳血管疾患等リハビリテーション料」、「運動器リハビリテーション料」、「呼吸器リハビリテーション料」のいずれかを算定している保険医療機関に対し、算定患者に係るリハビリテーションの実施期間等の状況の調査を行う。

<調査項目>

(各疾患別リハビリテーション毎に以下の項目を調査)

- ・リハビリテーション実施患者数
- ・算定日数上限に達した患者数
- ・上記のうち、除外疾患に該当しリハビリテーションを継続した患者数
- ・上記のうち、リハビリテーションを終了した患者について、その後の治療内容（介護保険で対応、リハビリ終了等）

<調査客体>

「心大血管疾患リハビリテーション料」、「脳血管疾患等リハビリテーション料」、「運動器リハビリテーション料」、「呼吸器リハビリテーション料」のいずれかを算定している保険医療機関の中から抽出した病院及び診療所（抽出方法及び客体数は検討委員会で決定）

<調査スケジュール>

平成18年9月 調査設計、調査票等の検討

調査客体の選定

10月～調査実施

平成19年1月 調査票回収、集計

2月 調査結果報告

後発医薬品の使用状況調査（案）

<調査概要>

保険薬局に対し、「後発医薬品への変更可」とされた処方せんの受付状況、実際に後発医薬品を調剤した患者数等の状況の調査を行う。

<調査項目>

- ・ 処方せん受付回数のうち後発医薬品への変更可とされている処方せん受付回数
- ・ 後発医薬品への変更可とされている処方せん受付回数のうち、実際に後発医薬品を調剤した回数
- ・ 後発医薬品へと変更された事例の薬剤料に関する情報
- ・ 後発医薬品情報提供料等の算定回数

<調査客体>

保険薬局の中から抽出した薬局（抽出方法及び客体数は検討委員会で決定）

<調査スケジュール>

平成18年9月 調査設計、調査票等の検討

調査客体の選定

10月 調査実施

11月 調査票回収、集計

12月 調査結果報告

歯科診療における文書提供に対する患者意識調査(案)

<調査概要>

歯科保険医療機関に対し、文書作成に係る事務負担、患者の満足度等の状況の調査を行う。

<調査項目>

(医療機関に対する調査)

- ・ 一日に文書提供する患者数
- ・ 患者1人に対し文書提供に要する時間
- ・ 文書提供による患者の満足度・認識度・理解度(患者の反応)

(患者に対する調査)

- ・ 文書提供の有無、説明及び文書のわかりやすさ
- ・ 文書提供に対する満足度
- ・ 文書提供を受けなかった場合と受けた場合の満足度
- ・ 指導ごとに文書提供を受ける満足度
- ・ 歯科診療に対する満足度(情報提供・待ち時間等)

<調査客体>

保険医療機関の中から抽出した病院(標榜診療科に歯科を有するものに限る)、歯科診療所及び当該保険医療機関を受診した患者(抽出方法及び客体数は検討委員会で決定)

<調査スケジュール>

平成18年9月 調査設計、調査票等の検討

調査客体の選定

10月～調査実施

11月 調査票回収、集計

12月 調査結果報告

別添2

診療所用

2006 年 11 月 10 日

各位

株式会社 三菱総合研究所
社会システム研究本部

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査（厚生労働省委託事業）
保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査への
ご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、本年 4 月の診療報酬改定に伴い、保険医療機関においては領収証（個別の費用ごとに区分して記載されているもの）の発行が義務付けられました。また、患者さんから求めがあった場合には、個別の診療報酬点数の算定項目の分かる「明細書」の発行に努めることとなりました。

この改定による影響を検証するため、この度、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）における診療報酬改定結果検証部会のもと「保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査」が実施されることとなりました。本調査は、領収証や明細書の発行状況（発行件数や発行方法、患者さんへの周知の方法等）の実態把握を目的として実施いたします。

なお、本調査は、中医協の事務局である厚生労働省保険局より委託を受けた株式会社三菱総合研究所が実施することとなりました。調査結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論につなげていくための大変重要な資料となります。ご多用中に大変恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

※ 調査対象の選定に際しては、独立行政法人福祉医療機構が運営している WAM-NET の病院・診療所情報に基づき、無作為に抽出させていただきました。本調査でご回答いただいた情報については取り扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ございません。

【お問い合わせ先】平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査 調査事務局

〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目 3-6

株式会社 三菱総合研究所 社会システム研究本部 ヒューマン・ケア研究グループ

川邊（かわべ）、八巻（やまき）、大橋、後藤

TEL：0120-005-795（受付時間：9：30～17：30 土日・祝日を除く）

E-mail：info-sh@mri.co.jp

FAX：03-3277-3460

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査（厚生労働省委託事業）
保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査

調 査 要 綱

回答方法

- ・ 調査票は A 4 用紙で 2 枚です。
- ・ 回答の際には、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また、（ ）内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ・ （ ）内に入る数値がない場合には、「0（ゼロ）」を記入してください。
- ・ （3）で「1. 発行している」と回答した場合は、以降は（4）、（6）を回答してください。
- ・ （3）で「2. 発行していない」と回答した場合は、以降は（5）、（6）を回答してください。

調査期間

- ・ 調査票にご記入の上、同封の返信用封筒にて 11月24日（金） までにご返送をお願い致します。

お問い合わせ先

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査 調査事務局
〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目 3-6
株式会社 三菱総合研究所 社会システム研究本部 ヒューマン・ケア研究グループ
川邊（かわべ）、八巻（やまき）、大橋、後藤
TEL：0120-005-795（受付時間：9：30 ～ 17：30 土日・祝日を除く）
E-mail：info-sh@mri.co.jp FAX：03-3277-3460

保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査 診療所用

※回答の際には、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また、（ ）内には具体的な数値、用語等をご記入ください。（ ）内に入る数値がない場合には、「0（ゼロ）」をご記入ください。

（1）貴院の状況（平成18年10月現在）についてお聞きします。

開設主体 ※1つだけ選択	1. 国（厚生労働省、国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構等）		
	2. 公的医療機関（都道府県、市町村、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会等）		
	3. 社会保険関係団体（全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合等）		
	4. 法人（公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人等）		
	5. 個人		
所在地（都道府県）	（ ）部・道・府・県	施設区分 ※有床の場合は病床数も記入	1. 無床診療所 2. 有床診療所⇒（ ）床
一日平均外来患者数 ※平成18年10月	（ ）人	事務職員数（常勤換算）	（ ）人

※事務職員とは、主に医療事務に携わる職員全てを指します。
 ※常勤換算については、以下の方法で算出してください。また、常勤換算後の職員数は整数（小数点以下四捨五入）でお答えください。
 ■1週間に数回勤務の場合：（非常勤職員の1週間の勤務時間）÷（貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間）
 ■1ヶ月に数回勤務の場合：（非常勤職員の1ヶ月の勤務時間）÷（貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4）

（2）領収証（個別の費用ごとに区分して記載されているもの）の発行状況についてお聞きします。

発行開始時期	※合計金額のみの領収証ではなく、個別の費用ごとに区分して記載されている領収証の発行開始時期をご記入ください		平成 昭和	（ ）年（ ）月
発行の方法	1. プリンタで出力して発行 2. 手書きで発行 3. 1.と2.の両方			
1ヶ月間の発行件数 ※平成18年10月	外来	（ ）件	入院	（ ）件
平成18年9月までの 発行状況 ※1つだけ選択	1. 全ての患者さんに発行していた 2. 体制が未整備のため発行していなかった 3. 体制は未整備だが求めがあれば（手書きで）発行していた 4. その他（ ）			

（3）患者さんから求めがあったときに発行に努めることとされている「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」についてお聞きします。貴院ではこの明細書を発行していますか。

1. 発行している	2. 発行していない
-----------	------------

質問（4）へお進みください
次ページの質問（5）へお進みください

（4）「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設にお聞きします。

明細書の発行に関する患者さんへの周知方法 ※複数回答可 ※1. および 2. に回答した方は、（ ）内に貼っている場所あるいは掲示している場所の数をご記入ください	1. 待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている▶ 貼っている場所（ ）箇所 2. 支払い窓口で明細書を発行している旨を掲示している▶ 掲示している場所（ ）箇所 3. 来院者にチラシ等を配布している 4. 特に何も周知していない 5. その他（ ）
具体的な周知内容 ※複数回答可	1. 明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している 2. 明細書の具体的な内容を示している 3. 特に何も周知していない 4. その他（ ）

前ページから続きます

発行開始時期	平成 () 年 () 月			
1ヶ月間の発行件数 ※平成18年10月	外来	() 件	入院	() 件
発行状況 ※1つだけ選択	1. 全ての患者さんに発行している 2. 希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している 3. 希望があれば発行しているが、治療上の理由などで差し支えのある場合には発行を断ることもある 4. その他 ()			
発行方法 ※1つだけ選択	1. レセプトと同じものを発行している 2. 専用の様式を作成し発行している 3. 手書きで発行している 4. その他 ()			
費用徴収の方法 ※徴収している場合は、 徴収方法(複数回答可) および金額についてもお 答えください	1. 費用を徴収していない 2. 費用を徴収している▶ 1. 1件ごとに徴収している⇒ () 円/件 2. 項目ごとに徴収している⇒ () 円/項目 3. その他 ()			
IT化の状況	医事会計システム導入の有無		1. あり 2. なし	
	オーダーリングシステム導入の有無		1. あり 2. なし	

(5) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設にお聞きします。

※前ページの(3)で「2. 発行していない」と回答した施設のみご記入ください。

明細書を発行しない理由 ※複数回答可	1. 事務負担が大きい 2. 希望する患者さんが少ない 3. 発行できる体制が整っていない(職員がいない) 4. 発行する設備が整っていない(設備に費用がかかる) 5. その他 ()	
今までに患者さんから明細書の 発行を求められたことはあるか ※1つだけ選択	1. 頻繁にある 2. たまにある 3. ほとんどない 4. まったくない	
今後の方針 ※1つだけ選択	1. 発行する予定はない 2. 患者さんからの希望があれば発行する 3. 未定 4. その他 ()	

(6) 領収証や明細書の発行について、ご意見等がございましたらご記入ください。

--

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

2006 年 11 月 10 日

各位

株式会社 三菱総合研究所
社会システム研究本部

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査（厚生労働省委託事業）
保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査への
ご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、本年 4 月の診療報酬改定に伴い、保険医療機関においては領収証（個別の費用ごとに区分して記載されているもの）の発行が義務付けられました。また、患者さんから求めがあった場合には、個別の診療報酬点数の算定項目の分かる「明細書」の発行に努めることとなりました。

この改定による影響を検証するため、この度、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）における診療報酬改定結果検証部会のもと「保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査」が実施されることとなりました。本調査は、領収証や明細書の発行状況（発行件数や発行方法、患者さんへの周知の方法等）の実態把握を目的として実施いたします。

なお、本調査は、中医協の事務局である厚生労働省保険局より委託を受けた株式会社三菱総合研究所が実施することとなりました。調査結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論につなげていくための大変重要な資料となります。ご多用中に大変恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

※ 調査対象の選定に際しては、独立行政法人福祉医療機構が運営している WAM-NET の病院・診療所情報に基づき、無作為に抽出させていただきました。本調査でご回答いただいた情報については取り扱いに十分注意し、統計的に処理するとともに、上記目的以外に使用することは一切ございません。

【お問い合わせ先】平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査 調査事務局

〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目 3-6

株式会社 三菱総合研究所 社会システム研究本部 ヒューマン・ケア研究グループ

川邊（かわべ）、八巻（やまき）、大橋、後藤

TEL：0120-005-795（受付時間：9：30 ～ 17：30 土日・祝日を除く）

E-mail：info-sh@mri.co.jp

FAX：03-3277-3460

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査（厚生労働省委託事業）
保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査

調 査 要 綱

回答方法

- ・ 調査票は A4 用紙で 2 枚です。
- ・ 回答の際には、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また、（ ）内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ・ （ ）内に入る数値がない場合には、「0（ゼロ）」を記入してください。
- ・ （3）で「1. 発行している」と回答した場合は、以降は（4）、（6）を回答してください。
- ・ （3）で「2. 発行していない」と回答した場合は、以降は（5）、（6）を回答してください。

調査期間

- ・ 調査票にご記入の上、同封の返信用封筒にて 11月24日（金） までにご返送をお願い致します。

お問い合わせ先

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査 調査事務局
〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目 3-6
株式会社 三菱総合研究所 社会システム研究本部 ヒューマン・ケア研究グループ
川邊（かわべ）、八巻（やまき）、大橋、後藤
TEL：0120-005-795（受付時間：9：30 ～ 17：30 土日・祝日を除く）
E-mail：info-sh@mri.co.jp FAX：03-3277-3460

保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査 病院用

※回答の際には、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また、（ ）内には具体的な数値、用語等をご記入ください。（ ）内に入る数値がない場合には、「〇（ゼロ）」をご記入ください。

（１）貴院の状況（平成 18 年 10 月現在）についてお聞きます。

開設主体 ※１つだけ選択	1. 国（厚生労働省、国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構等） 2. 公的医療機関（都道府県、市町村、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会等） 3. 社会保険関係団体（全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合等） 4. 法人（公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人等） 5. 個人		
所在地（都道府県）	（ ） 部・道・府・県	病床数	（ ） 床
一日平均外来患者数 ※平成 18 年 10 月	（ ） 人	事務職員数（常勤換算）	（ ） 人
※事務職員とは、主に医療事務に携わる職員全てを指します ※常勤換算については、以下の方法で算出してください。また、常勤換算後の職員数は整数（小数点以下四捨五入）でお答えください。 ■1 週間に巡回勤務の場合：（非常勤職員の 1 週間の勤務時間）÷（貴施設が定めている常勤職員の 1 週間の勤務時間） ■1 ヶ月に巡回勤務の場合：（非常勤職員の 1 ヶ月の勤務時間）÷（貴施設が定めている常勤職員の 1 週間の勤務時間×4）			

（２）領収証（個別の費用ごとに区分して記載されているもの）の発行状況についてお聞きます。

発行開始時期	※合計金額のみの領収証ではなく、個別の費用ごとに区分して記載されている領収証の発行開始時期をご記入ください		平成 昭和	（ ） 年（ ） 月
発行の方法	1. プリンタで出力して発行 2. 手書きで発行 3. 1. と 2. の両方			
1 ヶ月間の発行件数 ※平成 18 年 10 月	外来	（ ） 件	入院	（ ） 件
平成 18 年 9 月までの発行状況 ※１つだけ選択	1. 全ての患者さんに発行していた 2. 体制が未整備のため発行していなかった 3. 体制は未整備だが求めがあれば（手書きで）発行していた 4. その他（ ）			

（３）患者さんから求めがあったときに発行に努めることとされている「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」についてお聞きます。貴院ではこの明細書を発行していますか。

1. 発行している	2. 発行していない
↓ 質問（４）へお進みください	↓ 次ページの質問（５）へお進みください

（４）「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設にお聞きます。

明細書の発行に関する患者さんへの周知方法 ※複数回答可 ※1. および 2. に回答した方は、（ ）内に貼っている場所あるいは掲示している場所の数をご記入ください	1. 待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている▶ 貼っている場所（ ）箇所 2. 支払い窓口で明細書を発行している旨を掲示している▶ 掲示している場所（ ）箇所 3. 来院者にチラシ等を配布している 4. 特に何も周知していない 5. その他（ ）
具体的な周知内容 ※複数回答可	1. 明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している 2. 明細書の具体的な内容を示している 3. 特に何も周知していない 4. その他（ ）

前ページから続きます

発行開始時期	平成 () 年 () 月			
1ヶ月間の発行件数 ※平成18年10月	外来	() 件	入院	() 件
発行状況 ※1つだけ選択	1. 全ての患者さんに発行している 2. 希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している 3. 希望があれば発行しているが、治療上の理由などで差し支えのある場合には発行を断ることもある 4. その他 ()			
発行方法 ※1つだけ選択	1. レセプトと同じものを発行している 2. 専用の様式を作成し発行している 3. 手書きで発行している 4. その他 ()			
費用徴収の方法 ※徴収している場合は、 徴収方法（複数回答可） および金額についてもお 答えください	1. 費用を徴収していない 2. 費用を徴収している→ { 1. 1件ごとに徴収している⇒ () 円/件 2. 項目ごとに徴収している⇒ () 円/項目 3. その他 ()			
IT化の状況	医事会計システム導入の有無		1. あり 2. なし	
	オーダーリングシステム導入の有無		1. あり 2. なし	

(5)「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設にお聞きします。

※前ページの(3)で「2.発行していない」と回答した施設のみご記入ください。

明細書を発行しない理由 ※複数回答可	1. 事務負担が大きい 2. 希望する患者さんが少ない 3. 発行できる体制が整っていない(職員がいない) 4. 発行する設備が整っていない(設備に費用がかかる) 5. その他 ()
今までに患者さんから明細書の発行を求められたことはあるか ※1つだけ選択	1. 頻繁にある 2. たまにある 3. ほとんどない 4. まったくない
今後の方針 ※1つだけ選択	1. 発行する予定はない 2. 患者さんからの希望があれば発行する 3. 未定 4. その他 ()

(6) 領収証や明細書の発行について、ご意見等がございましたらご記入ください。

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。